

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和8年4月23日

堺市議会議長 西田 浩延 様

議員氏名 池尻 秀樹

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入 (単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,224,000	@273000円 × 8ヶ月 = 2,184,000 円 @260000円 × 4ヶ月 = 1,040,000 円
2 その他	0	
収入合計	3,224,000	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	117,057	117,057	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	125,980	125,980	
広 報 ・ 広 聴 費	154,729	154,729	
人 件 費	1,411,098	1,411,098	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,404,669	1,404,669	
支 出 合 計	3,213,533	3,213,533	

令和7年度 事業実施報告書

自由民主党堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 池 尻 秀 樹

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
[調査研究費] 家庭倫理の会 会費	4月～3月	家庭倫理の会会費
[資料購入費] 新聞購読料	4月～3月	読売新聞・産経新聞の年間購読料
家庭倫理の会 本代	4月～3月	家庭倫理の会 本代
[広報・広聴費] 事務所来客用水代	4月～3月	事務所来客用水代
市政報告書印刷代	11月	実績報告等のため池尻秀樹市政レポート作成 ポスティングにより百舌鳥地域へ配布
[人件費] 事務員の給与	4月～3月	来客、TEL 対応、市政事務所の留守番などを行うため年間を通じて雇用
[事務・事務所費] 事務所の賃借	4月～3月	地域に関する調査研究を行うため、年間を通じて借上げる (堺市北区百舌鳥赤畑町5-716)
事務所の維持管理費	4月～3月	水道光熱費（市政事務所において年間使用料）
事務機器のリース	4月～3月	コピー・FAX複合機、固定電話、市政事務所において使用するためのリース代

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

池尻 秀樹

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.04.01	1		73,078	▲ 73,078	3月分人件費()	⑧	
7.04.02	2		40,000	▲ 113,078	3月分人件費()	⑧	
7.04.08	3		3,000	▲ 116,078	家庭倫理の会堺市4月会費	①	
7.04.08	4		300	▲ 116,378	本代	⑥	
7.04.10		819,000		702,622	4月・5月・6月分政務活動費受け入れ		
7.04.10	5		6,135	696,487	2月分携帯電話使用料	⑨	
7.04.13	6		944	695,543	事務所事務用品購入	⑨	
7.04.14	7		1,760	693,783	3月分コピー使用料	⑨	
7.04.14	8		8,000	685,783	4月分物置賃料	⑨	
7.04.14	9		64,000	621,783	4月分事務所賃借料	⑨	
7.04.15	10		5,688	616,095	4月分電気代	⑨	
7.04.21	11		4,200	611,895	4月分読売新聞購読料	⑤	
7.04.21	12		1,056	610,839	2月分,3月分固定電話リース代	⑨	
7.04.28	13		6,221	604,618	3月分固定電話使用料(プロバイダー料含む)	⑨	
7.04.28	14		2,320	602,298	事務所来客用水代	⑦	
月 計		819,000	216,702	602,298			
累 計		819,000	216,702	602,298			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 池尻 秀樹

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.06.02	1		40,000	341,025	5月分人件費()	③	
7.06.02	2		65,948	275,077	5月分人件費()	③	
7.06.10	3		6,138	268,939	4月分携帯電話使用料	⑨	
7.06.11	4		3,000	265,939	家庭倫理の会堺市6月会費	①	
7.06.11	5		300	265,639	本代	⑥	
7.06.16	6		8,000	257,639	6月分物置賃料	⑨	
7.06.16	7		64,000	193,639	6月分事務所賃借料	⑨	
7.06.16	8		1,760	191,879	5月分コピー使用料	⑨	
7.06.17	9		3,832	188,047	6月分電気代	⑨	
7.06.19	10		1,056	186,991	4月分,5月分固定電話リース代	⑨	
7.06.23	11		4,200	182,791	6月分読売新聞購読料	⑥	
7.06.26	12		2,320	180,471	事務所来客用水代	⑦	
7.06.26	13		11,232	169,239	火災保険料	⑨	
7.06.27	14		5,404	163,835	5月分固定電話使用料(プロバイダー料含む)	⑨	
7.06.30	15		4,900	158,935	6月分産経新聞購読料	⑥	
月計			222,090	▲ 222,090			
累計		819,000	660,065	158,935			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

池尻 秀樹

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.07.01	1		81,099	77,836	6月分人件費	⑧	
7.07.03	2		40,000	37,836	6月分人件費	⑧	
7.07.07	3		3,000	34,836	家庭倫理の会7月会費	①	
7.07.07	4		300	34,536	本代	⑥	
7.07.10		819,000		853,536	7～9月政務活動費受け入れ		
7.07.10	5		2,620	850,916	水道代(4/9～6/6)使用分	⑨	
7.07.10	6		6,133	844,783	5月分携帯電話使用料	⑨	
7.07.14	7		8,000	836,783	7月分物置賃料	⑨	
7.07.14	8		64,000	772,783	7月分事務所賃借料	⑨	
7.07.14	9		1,760	771,023	6月分コピー使用料	⑨	
7.07.15	10		5,360	765,663	7月分電気代	⑨	
7.07.24	11		8,641	757,022	7月分固定電話リース代	⑨	
7.07.24	12		4,200	752,822	7月分読売新聞購読料	⑥	
7.07.28	13		2,320	750,502	事務所来客用水代	⑦	
7.07.28	14		5,337	745,165	6月分固定電話使用料(プロバイダー料含む)	⑨	
7.07.31	15		4,800	740,365	7月分産経新聞購読料	⑥	
月計		819,000	237,570	581,430			
累計		1,638,000	897,635	740,365			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

池尻 秀樹

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.09.01	1		56,145	457,688	8月分人件費	⑧	
7.09.01	2		40,000	417,688	8月分人件費	⑧	
7.09.10	3		2,544	415,144	水道代(6/6~8/6分)	⑨	
7.09.10	4		5,890	409,254	7月分携帯電話使用料	⑨	
7.09.11	5		2,810	406,444	8月分携帯電話使用料	⑨	
7.09.11	6		3,000	403,444	家庭倫理の会堺市9月会費	①	
7.09.11	7		300	403,144	本代	⑥	
7.09.16	8		8,000	395,144	9月分物置の賃借料	⑨	
7.09.16	9		64,000	331,144	9月分事務所賃借料	⑨	
7.09.16	10		1,760	329,384	8月分コピー使用料	⑨	
7.09.18	11		5,966	323,418	9月分電気代	⑨	
7.09.21	12		2,400	321,018	ガソリン代	⑨	
7.09.22	13		4,200	316,818	9月分読売新聞購読料	⑥	
7.09.26	14		2,320	314,498	事務所来客用水代	⑦	
7.09.29	15		5,708	308,790	8月分固定電話使用料(プロバイダー料含む)	⑨	
月 計			205,043	▲ 205,043			
累 計		1,638,000	1,329,210	308,790			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会計帳簿

会派の名称・議員氏名 池尻 秀樹

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.10.02	1		74,860	233,930	9月分人件費	⑧	
7.10.03	2		40,000	193,930	9月分人件費	⑧	
7.10.03	3		4,800	189,130	9月分産経新聞購読料	⑥	
7.10.06	4		3,000	186,130	家庭倫理の会堺市10月会費	①	
7.10.06	5		300	185,830	本代	⑥	
7.10.09	6		3,723	182,107	ガソリン代	⑨	
7.10.10		819,000		1,001,107	10～12月政務活動費受け入れ		
7.10.10	7		1,505	999,602	携帯電話機器代金	⑨	
7.10.10	8		2,852	996,750	9月分携帯電話使用料	⑨	
7.10.14	9		1,760	994,990	9月分コピー使用料	⑨	
7.10.14	10		64,000	930,990	10月分事務所賃借料	⑨	
7.10.14	11		8,000	922,990	10月分物置の賃借料	⑨	
7.10.16	12		6,893	916,097	10月分電気代	⑨	
7.10.21	13		4,200	911,897	10月分読売新聞購読料	⑥	
7.10.21	14		1,056	910,841	8月分・9月分固定電話リース代	⑨	
7.10.27	15		2,320	908,521	事務所来客用水代	⑦	
7.10.27	16		5,620	902,901	9月分固定電話使用料(プロバイダー料含む)	⑨	
7.10.27	17		595	902,306	10月分ガス料金代	⑨	
7.10.27	18		4,800	897,506	10月分産経新聞購読料	⑥	
7.10.27	19		49,008	848,498	自動車保険料	⑨	
7.10.29	20		3,570	844,928	ガソリン代	⑨	
月計		819,000	282,862	536,138			
累計		2,457,000	1,612,072	844,928			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

池尻 秀樹

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.11.04	1		1,464	843,464	事務・事務所費	⑨	
7.11.05	2		40,000	803,464	10月分人件費	⑧	
7.11.06	3		77,330	726,134	10月分人件費	⑧	
7.11.10	4		3,080	723,054	水道代(8/7~10/7分)	⑨	
7.11.10	5		1,760	721,294	10月分コピー使用料	⑨	
7.11.10	6		8,000	713,294	11月分物置の賃借料	⑨	
7.11.10	7		64,000	649,294	11月分事務所賃借料	⑨	
7.11.10	8		1,505	647,789	携帯電話機器代金	⑨	
7.11.11	9		3,000	644,789	家庭倫理の会堺市11月会費	①	
7.11.11	10		300	644,489	本代	⑥	
7.11.14	11		3,436	641,053	ガソリン代	⑨	
7.11.17	12		74,184	566,869	市政報告チラシ印刷代	⑦	
7.11.18	13		4,749	562,120	11月分電気代	⑨	
7.11.20	14		4,200	557,920	11月分読売新聞購読料	⑥	
7.11.26	15		2,320	555,600	事務所来客用水代	⑦	
7.11.27	16		8,370	547,230	10月分固定電話使用料(プロバイダー料含む)	⑨	
7.11.27	17		4,800	542,430	11月分産経新聞購読料	⑥	
7.11.29	18		3,386	539,044	ガソリン代	⑨	
月 計		0	305,884	▲ 305,884			
累 計		2,457,000	1,917,956	539,044			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

池尻 秀樹

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.12.01	1		40,000	499,044	11月分人件費 ()	⑧	
7.12.02	2		63,087	435,957	11月分人件費 ()	⑧	
7.12.05			13,000	422,957	政務活動費返納金		
7.12.09	3		8,000	414,957	12月分物置の賃借料	⑨	
7.12.09	4		64,000	350,957	12月分事務所賃借料	⑨	
7.12.09	5		1,760	349,197	11月分コピー使用料	⑨	
7.12.10	6		3,000	346,197	家庭倫理の会12月会費	①	
7.12.10	7		300	345,897	本代	⑤	
7.12.10	8		3,659	342,238	ガソリン代	⑨	
7.12.10	9		1,505	340,733	携帯電話機器代金	⑨	
7.12.11	10		7,066	333,667	10月分携帯電話使用料	⑨	
7.12.11	11		2,994	330,673	11月分携帯電話使用料	⑨	
7.12.15	12		3,960	326,713	12月分電気代	⑨	
7.12.22	13		1,936	324,777	10月分・11月分固定電話リース代	⑨	
7.12.22	14		54,640	270,137	視察旅費	①	
7.12.23	15		4,200	265,937	12月分読売新聞購読料	⑥	
7.12.25	16		75,799	190,138	12月分人件費 ()	⑧	
7.12.26	17		40,000	150,138	12月分人件費 ()	⑧	
7.12.26	18		4,800	145,338	12月分産経新聞購読料	⑥	
7.12.26	19		2,320	143,018	事務所来客用水代	⑦	
7.12.29	20		6,567	136,451	11月分固定電話使用料(プロバイダー料含む)	⑨	
7.12.29	21		3,060	133,391	ガソリン代	⑨	
月 計		0	405,653	▲ 405,653			
累 計		2,457,000	2,323,609	133,391			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

池尻 秀樹

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8.01.06	1		3,000	130,391	家庭倫理の会堺市1月会費	①	
8.01.06	2		300	130,091	本代	⑥	
8.01.06	3		3,060	127,031	ガソリン代	⑨	
8.01.09		780,000		907,031	政務活動費1月～3月分受け入れ		
8.01.13	4		2,467	904,564	水道代(10/8～12/5)	⑨	
8.01.16	5		3,034	901,530	12月分携帯電話使用料	⑨	
8.01.19	6		7,676	893,854	1月分物置賃料	⑨	
8.01.19	7		61,417	832,437	1月分事務所賃借料	⑨	
8.01.19	8		1,760	830,677	12月分コピー使用料	⑨	
8.01.19	9		1,592	829,085	視察旅費	①	
8.01.20	10		2,530	826,555	視察旅費	①	
8.01.20	11		261	826,294	視察旅費	①	
8.01.20	12		1,200	825,094	視察旅費	①	
8.01.20	13		234	824,860	視察旅費	①	
8.01.20	14		480	824,380	視察旅費	①	
8.01.20	15		6,760	817,620	1月分電気代	⑨	
8.01.22	16		4,200	813,420	1月分読売新聞購読料	⑥	
8.01.26	17		3,489	809,931	ガソリン代	⑨	
8.01.26	18		2,320	807,611	事務所来客用水代	⑦	
8.01.27	19		6,133	801,478	12月分固定電話使用料(プロバイダー料含む)	⑨	
8.01.30	20		4,800	796,678	1月分産経新聞購読料	⑥	
月 計		780,000	116,713	663,287			
累 計		3,237,000	2,440,322	796,678			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

池尻 秀樹

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
8.02.02	1		30,000	766,678	1月分人件費 ()	⑧	
8.02.02	2		72,503	694,175	1月分人件費 ()	⑧	
8.02.02	3		22,598	671,577	1月分人件費 ()	⑧	
8.02.02	4		20,120	651,457	視察旅費	①	
8.02.10	5		3,000	648,457	家庭倫理の会堺市2月会費	①	
8.02.10	6		300	648,157	本代	⑥	
8.02.12	7		2,583	645,574	1月分携帯電話使用料	⑨	
8.02.12	8		6,855	638,719	2月分物置賃借料	⑨	
8.02.12	9		54,855	583,864	2月分事務所賃借料	⑨	
8.02.12	10		1,688	582,176	1月分コピー使用料	⑨	
8.02.19	11		7,486	574,690	2月分電気代	⑨	
8.02.19	12		4,200	570,490	2月分読売新聞購読料	⑥	
8.02.19	13		1,892	568,598	12月分・1月分固定電話リース代	⑨	
8.02.22	14		3,132	565,466	ガソリン代	⑨	
8.02.26	15		2,320	563,146	事務所来客用水代	⑦	
8.02.27	16		5,317	557,829	1月分固定電話使用料(プロバイダー料含む)	⑨	
月 計		0	238,849	▲ 238,849			
累 計		3,237,000	2,679,171	557,829			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会計帳簿

会派の名称・議員氏名 池尻 秀樹

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8.3.02	1		4,800	553,029	2月分産経新聞購読料	⑥	
8.3.02	2		20,000	533,029	2月分人件費	⑧	
8.3.02	3		144,151	388,878	パソコン購入	⑨	
8.3.03	4		85,685	303,193	2月分人件費	⑧	
8.3.04	5		14,080	289,113	ゼンリン地図 堺市北区最新版	⑩	
8.3.06	6		26,364	262,749	2月分人件費	⑧	
8.3.09	7		52,800	209,949	ホームページ管理費	⑦	
8.3.10	8		1,468	208,481	水道代	⑨	
8.3.12	9		3,000	205,481	家庭倫理の会堺市3月会費	①	
8.3.12	10		300	205,181	本代	⑥	
8.3.12	11		2,225	202,956	2月分携帯電話使用料	⑨	
8.3.13	12		4,036	198,920	ガソリン代	⑨	
8.3.16	13		8,000	190,920	3月分物置賃借料	⑨	
8.3.16	14		64,000	126,920	3月分事務所賃借料	⑨	
8.3.16	15		1,804	125,116	2月分コピー使用料	⑨	
8.3.19	16		5,608	119,508	3月分電気代	⑨	
8.3.19	17		690	118,818	トイレ掃除用品購入	⑨	
8.3.19	18		4,200	114,618	3月分読売新聞購読料	⑥	
8.3.20	19		40,000	74,618	事務所自転車購入	⑨	
8.3.23	20		3,708	70,910	ガソリン代	⑨	
8.3.23	21		6,201	64,709	事務用品購入	⑨	
8.3.26	22		2,225	62,484	事務所来客用水代	⑦	
8.3.27	23		4,477	58,007	2月分固定電話使用料(プロバイダー料含む)	⑨	
8.3.27	24		40,000	18,007	3月分人件費	⑧	
8.3.29	25		2,740	15,267	ガソリン代	⑨	
8.3.30	26		4,800	10,467	3月分産経新聞購読料	⑥	
月計		0	547,362	▲ 547,362			
累計		3,237,000	3,226,533	10,467			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) ①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

池尻 秀樹

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和7年 4月 1日 ~ 令和8年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	7 時間 / 週 (1日 7 時間× 1 日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	50,000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80	<input type="checkbox"/> 備考欄参照 <input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 5.6 時間 (週勤務時間数) 7 時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族・ <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () (例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (続柄: 雇用理由:)		
備考	・政党からのFAX等届くため按分率80%としています。		



※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]	TEL. [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで	
就業場所	堺市北区百舌鳥赤畑町5丁716 池尻秀樹事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成、来客、TEL対応	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時00分から 午前・午後 5時00分まで (うち、休憩時間は12時00時から13時00まで)	
休 日	祝日、年末年始、夏季休暇、毎週木曜日	
給与(賃金)	月給 50,000円	
給与支払	毎月末日締め切り、翌月5日支払	
給与振込先	直接支払い	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和7年4月1日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 堺市議会議員 池尻 秀樹 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者 [REDACTED] </p>		

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

池尻 秀樹

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和7年 10月1日～ 令和8年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	7 時間 / 週 (1日 7 時間× 1 日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	50,000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80	<input type="checkbox"/> 備考欄参照 <input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 5.6 時間 (週勤務時間数) 7 時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () (例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (続柄: 雇用理由:)		
備考	・政党からのFAX等届くため按分率80%としています。		


※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1/2
政務活動+後援会活動+政党活動	1/3

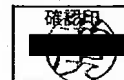
(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED] [REDACTED]	TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和7年10月1日 から 令和8年3月31日まで	
就業場所	堺市北区百舌鳥赤畑町5丁716 池尻秀樹事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成、来客、TEL対応	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時00分から 午前・午後 5時00分まで (うち、休憩時間は12時00時から13時00まで)	
休 日	祝日、年末年始、夏季休暇、毎週木曜日	
給与(賃金)	月給 50,000円	
給与支払	毎月末日締め切り、翌月5日支払	
給与振込先	直接支払い	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和7年10月1日		
雇用者 堺市議会議員 池尻 秀樹		
被雇用者		[REDACTED]

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月					
4	火					
5	水					
6	木					
7	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
8	土					
9	日					
10	月					
11	火					
12	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
13	木					
14	金					
15	土					
16	日					
17	月					
18	火					
19	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
20	木					
21	金					
22	土					
23	日					
24	月					
25	火					
26	水					
27	木					
28	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
29	土					
30	日					
31	月					
合計				28:00	0:00	
出勤日数						4



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火					
2	水					
3	木					
4	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
5	土					
6	日					
7	月					
8	火					
9	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
10	木					
11	金					
12	土					
13	日					
14	月					
15	火					
16	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
17	木					
18	金					
19	土					
20	日					
21	月					
22	火					
23	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
24	木					
25	金					
26	土					
27	日					
28	月					
29	火					
30	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
合計				35:00	0:00	
出勤日数				5		



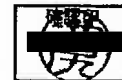
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木					
2	金					
3	土					
4	日					
5	月					
6	火					
7	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
8	木					
9	金					
10	土					
11	日					
12	月					
13	火					
14	水					
15	木					
16	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
17	土					
18	日					
19	月					
20	火					
21	水					
22	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
23	金					
24	土					
25	日					
26	月					
27	火					
28	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
29	木					
30	金					
31	土					
合計				28:00	0:00	
出勤日数				4		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火					
4	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月					
10	火					
11	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
12	木					
13	金					
14	土					
15	日					
16	月					
17	火					
18	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
19	木					
20	金					
21	土					
22	日					
23	月					
24	火					
25	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
26	木					
27	金					
28	土					
29	日					
30	月					
合計				28:00	0:00	
出勤日数				4		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火					
2	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
3	木					
4	金					
5	土					
6	日					
7	月					
8	火					
9	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
10	木					
11	金					
12	土					
13	日					
14	月					
15	火					
16	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
17	木					
18	金					
19	土					
20	日					
21	月					
22	火					
23	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
24	木					
25	金					
26	土					
27	日					
28	月					
29	火					
30	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
31	木					
合計				35:00	0:00	
出勤日数				5		



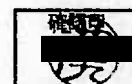
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金					
2	土					
3	日					
4	月					
5	火					
6	水					
7	木					
8	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
14	木					
15	金					
16	土					
17	日					
18	月					
19	火					
20	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
21	木					
22	金					
23	土					
24	日					
25	月					
26	火					
27	水					
28	木					
29	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
30	土					
31	日					
合計				28:00	0:00	
出勤日数				4		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月					
2	火					
3	水					
4	木					
5	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
6	土					
7	日					
8	月					
9	火					
10	水					
11	木					
12	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
13	土					
14	日					
15	月					
16	火					
17	水					
18	木					
19	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
20	土					
21	日					
22	月					
23	火					
24	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
25	木					
26	金					
27	土					
28	日					
29	月					
30	火					
合計				28:00	0:00	
出勤日数				4		

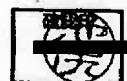


参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 10 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水					
2	木					
3	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
4	土					
5	日					
6	月					
7	火					
8	水					
9	木					
10	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
11	土					
12	日					
13	月					
14	火					
15	水	08:00	17:00	07:00		休憩1時間
16	木					
17	金					
18	土					
19	日					
20	月					
21	火					
22	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
23	木					
24	金					
25	土					
26	日					
27	月					
28	火					
29	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
30	木					
31	金					
合計				35:00	0:00	
出勤日数				5		



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 11 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月					
4	火					
5	水					
6	木					
7	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
8	土					
9	日					
10	月					
11	火					
12	水					
13	木					
14	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
15	土					
16	日					
17	月					
18	火					
19	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
20	木					
21	金					
22	土					
23	日					
24	月					
25	火					
26	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
27	木					
28	金					
29	土					
30	日					
合計				28:00	0:00	
出勤日数				4		



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 12 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月					
2	火					
3	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
4	木					
5	金					
6	土					
7	日					
8	月					
9	火					
10	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
11	木					
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					
16	火					
17	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
18	木					
19	金					
20	土					
21	日					
22	月					
23	火					
24	水					
25	木					
26	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
27	土					
28	日					
29	月					
30	火					
31	水					
合計				28:00	0:00	
出勤日数				4		



参考様式第5号

出勤簿 (2026 年 1 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木					
2	金					
3	土					
4	日					
5	月					
6	火					
7	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
8	木					
9	金					
10	土					
11	日					
12	月					
13	火					
14	水					
15	木					
16	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
17	土					
18	日					
19	月					
20	火					
21	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
22	木					
23	金					
24	土					
25	日					
26	月					
27	火					
28	水					
29	木					
30	金					
31	土					
合計				21:00	0:00	
出勤日数				3		

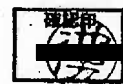


参考様式第5号

出勤簿 (2026 年 2 月)

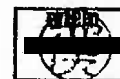
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火					
4	水					
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月					
10	火					
11	水					
12	木					
13	金					
14	土					
15	日					
16	月					
17	火					
18	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
19	木					
20	金					
21	土					
22	日					
23	月					
24	火					
25	水					
26	木					
27	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
28	土					
合計				14:00	0:00	
出勤日数				2		


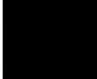


氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					
2	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
3	火					
4	水					
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月					
10	火					
11	水					
12	木					
13	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
14	土					
15	日					
16	月					
17	火					
18	水					
19	木					
20	金					祝日
21	土					
22	日					
23	月					
24	火					
25	水					
26	木					
27	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
28	土					
29	日					
30	月					
31	火					
合計				21:00	0:00	
出勤日数				3		



雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで	
就業場所	堺市北区百舌鳥赤畑町5丁716 池尻秀樹事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成、来客、TEL 対応	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時00分から 午前・午後 5時00分まで (うち、休憩時間は12時00時から13時00まで)	
休 日	祝日、年末年始、夏季休暇	
給与(賃金)	時給 1,114円	
給与支払	毎月末日締め切り、翌月5日支払	
給与振込先	直接支払い	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和7年4月1日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 堺市議会議員 池尻 秀樹 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者 [REDACTED] </p>		

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

池尻 秀樹

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和7年10月16日～令和8年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	21時間 / 週 (1日7時間×3日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,177 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80	<input type="checkbox"/> 備考欄参照 <input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 16.8 時間</u> (週勤務時間数) 21 時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () (例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (続柄: 雇用理由:)		
備考	・政党からのFAX等届くため按分率80%としています。		


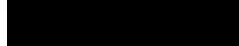
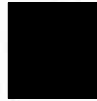
※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和7年10月16日 から 令和8年3月31日まで	
就業場所	堺市北区百舌鳥赤畑町5丁716 池尻秀樹事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成、来客、TEL 対応	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時00分から 午前・午後 5時00分まで (うち、休憩時間は12時00時から13時00まで)	
休 日	祝日、年末年始、夏季休暇	
給与(賃金)	時給 1,177円	
給与支払	毎月末日締め切り、翌月5日支払	
給与振込先	直接支払い	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和7年10月16日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 堺市議会議員 池尻 秀樹 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者  </p>		

出勤簿 (R7年 3月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日		:	:	:	:	
3日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
4日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
5日		:	:	:	:	
6日	木	9:00	15:00	5:00	:	休憩1時間
7日		:	:	:	:	
8日		:	:	:	:	
9日		:	:	:	:	
10日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
11日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
12日		:	:	:	:	
13日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
14日		:	:	:	:	
15日		:	:	:	:	
16日		:	:	:	:	
17日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
18日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
19日		:	:	:	:	
20日		:	:	:	:	
21日		:	:	:	:	
22日		:	:	:	:	
23日		:	:	:	:	
24日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
25日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
26日		:	:	:	:	
27日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
28日		:	:	:	:	
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
合計				82:00	:	
出勤日数				12 日		



出勤簿 (R7年 4月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
2日		:	:	:	:	
3日		:	:	:	:	
4日		:	:	:	:	
5日		:	:	:	:	
6日		:	:	:	:	
7日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
8日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
9日		:	:	:	:	
10日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
11日		:	:	:	:	
12日		:	:	:	:	
13日		:	:	:	:	
14日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
15日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
16日		:	:	:	:	
17日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
18日		:	:	:	:	
19日		:	:	:	:	
20日		:	:	:	:	
21日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
22日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
23日		:	:	:	:	
24日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
25日		:	:	:	:	
26日		:	:	:	:	
27日		:	:	:	:	
28日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				77:00	:	
出勤日数					11	日



出勤簿(27年 5月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
2日		:	:	:	:	
3日		:	:	:	:	
4日		:	:	:	:	
5日		:	:	:	:	
6日		:	:	:	:	
7日		:	:	:	:	
8日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
9日		:	:	:	:	
10日		:	:	:	:	
11日		:	:	:	:	
12日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
13日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
14日		:	:	:	:	
15日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
16日		:	:	:	:	
17日		:	:	:	:	
18日		:	:	:	:	
19日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
20日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
21日	水	9:00	13:00	4:00	:	
22日		:	:	:	:	
23日		:	:	:	:	
24日		:	:	:	:	
25日		:	:	:	:	
26日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
27日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
28日		:	:	:	:	
29日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				74:00	:	
出勤日数				11	日	



出勤簿 (R7年 6月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
3日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
4日		:	:	:	:	
5日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
6日		:	:	:	:	
7日		:	:	:	:	
8日		:	:	:	:	
9日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
10日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
11日		:	:	:	:	
12日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
13日		:	:	:	:	
14日		:	:	:	:	
15日		:	:	:	:	
16日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
17日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
18日		:	:	:	:	
19日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
20日		:	:	:	:	
21日		:	:	:	:	
22日		:	:	:	:	
23日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
24日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
25日		:	:	:	:	
26日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
27日		:	:	:	:	
28日		:	:	:	:	
29日		:	:	:	:	休憩1時間
30日	月	9:00	17:00	7:00	:	
31日		:	:	:	:	
合計				91:00	:	
出勤日数				13 日		



出勤簿 (R7年 7月)

氏名：



日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
2日		:	:	:	:	
3日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
4日		:	:	:	:	
5日		:	:	:	:	
6日		:	:	:	:	
7日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
8日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
9日		:	:	:	:	
10日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
11日		:	:	:	:	
12日		:	:	:	:	
13日		:	:	:	:	
14日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
15日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
16日		:	:	:	:	
17日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
18日		:	:	:	:	
19日		:	:	:	:	
20日		:	:	:	:	
21日		:	:	:	:	
22日	火	9:00	12:30	3:30	:	
23日		:	:	:	:	
24日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
25日		:	:	:	:	
26日		:	:	:	:	
27日		:	:	:	:	
28日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
29日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
30日		:	:	:	:	
31日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
合計				87:30	:	
出勤日数				13 日		



出勤簿 (R7年 8月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日		:	:	:	:	
3日		:	:	:	:	
4日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
5日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
6日		:	:	:	:	
7日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
8日		:	:	:	:	
9日		:	:	:	:	
10日		:	:	:	:	
11日		:	:	:	:	
12日		:	:	:	:	
13日		:	:	:	:	
14日		:	:	:	:	
15日		:	:	:	:	
16日		:	:	:	:	
17日		:	:	:	:	
18日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
19日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
20日		:	:	:	:	
21日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
22日		:	:	:	:	
23日		:	:	:	:	
24日		:	:	:	:	
25日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
26日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
27日		:	:	:	:	
28日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				63:00	:	
出勤日数				9	日	



参考様式第5号

出勤簿 (27年 9月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
2日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
3日		:	:	:	:	
4日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
5日		:	:	:	:	
6日		:	:	:	:	
7日		:	:	:	:	
8日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
9日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
10日		:	:	:	:	
11日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
12日		:	:	:	:	
13日		:	:	:	:	
14日		:	:	:	:	
15日		:	:	:	:	
16日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
17日		:	:	:	:	
18日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
19日		:	:	:	:	
20日		:	:	:	:	
21日		:	:	:	:	
22日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
23日		:	:	:	:	
24日		:	:	:	:	
25日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
26日		:	:	:	:	
27日		:	:	:	:	
28日		:	:	:	:	
29日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
30日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
31日		:	:	:	:	
合計				84:00	:	
出勤日数				12日		



出勤簿 (R7年 10月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
3日		:	:	:	:	
4日		:	:	:	:	
5日		:	:	:	:	
6日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
7日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
8日		:	:	:	:	
9日	水	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
10日		:	:	:	:	
11日		:	:	:	:	
12日		:	:	:	:	
13日		:	:	:	:	
14日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
15日		:	:	:	:	
16日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
17日		:	:	:	:	
18日		:	:	:	:	
19日		:	:	:	:	
20日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
21日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
22日		:	:	:	:	
23日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
24日		:	:	:	:	
25日		:	:	:	:	
26日		:	:	:	:	
27日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
28日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
29日		:	:	:	:	
30日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
31日		:	:	:	:	
合計				84:00	:	
出勤日数				12日		



出勤簿 (R7年 11月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日		:	:	:	:	
3日		:	:	:	:	
4日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
5日		:	:	:	:	
6日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
7日		:	:	:	:	
8日		:	:	:	:	
9日		:	:	:	:	
10日	月	9:00	13:00	4:00	:	
11日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
12日		:	:	:	:	
13日	水	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
14日		:	:	:	:	
15日		:	:	:	:	
16日		:	:	:	:	
17日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
18日	金	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
19日		:	:	:	:	
20日	土	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
21日		:	:	:	:	
22日		:	:	:	:	
23日		:	:	:	:	
24日		:	:	:	:	
25日	日	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
26日		:	:	:	:	
27日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
28日		:	:	:	:	
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				67:00	:	
出勤日数				10	日	



出勤簿 (R7年 12月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
3日	水	9:00	12:30	3:30	:	
4日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
5日		:	:	:	:	
6日		:	:	:	:	
7日		:	:	:	:	
8日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
9日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
10日		:	:	:	:	
11日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
12日		:	:	:	:	
13日		:	:	:	:	
14日		:	:	:	:	
15日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
16日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
17日		:	:	:	:	
18日		:	:	:	:	
19日	金	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
20日		:	:	:	:	
21日		:	:	:	:	
22日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
23日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
24日		:	:	:	:	
25日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
26日		:	:	:	:	
27日		:	:	:	:	
28日		:	:	:	:	
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				80:30	:	
出勤日数				12 日		

確認印



出勤簿(28年 / 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日		:	:	:	:	
3日		:	:	:	:	
4日		:	:	:	:	
5日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
6日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
7日		:	:	:	:	
8日	水	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
9日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
10日		:	:	:	:	
11日		:	:	:	:	
12日		:	:	:	:	
13日	金	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
14日	土	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
15日	日	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
16日		:	:	:	:	
17日		:	:	:	:	
18日		:	:	:	:	
19日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
20日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
21日		:	:	:	:	
22日	水	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
23日		:	:	:	:	
24日		:	:	:	:	
25日		:	:	:	:	
26日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
27日	金	:	:	:	:	
28日		:	:	:	:	
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				77:00	:	
出勤日数				11	日	



出勤簿 (R8年 2月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日		:	:	:	:	
3日		:	:	:	:	
4日		:	:	:	:	
5日		:	:	:	:	
6日		:	:	:	:	
7日		:	:	:	:	
8日		:	:	:	:	
9日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
10日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
11日		:	:	:	:	
12日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
13日	金	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
14日		:	:	:	:	
15日		:	:	:	:	
16日	月	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
17日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
18日	水	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
19日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
20日	金	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
21日		:	:	:	:	
22日		:	:	:	:	
23日		:	:	:	:	
24日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
25日	水	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
26日	木	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
27日	金	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
28日		:	:	:	:	
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				91:00	:	
出勤日数				13日		



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

池尻 秀樹

ふりがな	[REDACTED]	
被雇用者の氏名	[REDACTED]	
生年月日	[REDACTED]	
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]	
雇用期間 (雇用開始日)	令和8年1月1日～令和8年3月31日	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)	
勤務時間数	7時間 / 週 (1日7時間×1日 / 週)	
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,177 円
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動	
按分	80	<input type="checkbox"/> 備考欄参照 <input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 16.8 時間 (週勤務時間数) 21 時間
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () (例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (続柄: 雇用理由:)	
備考	・政党からのFAX等届くため按分率80%としています。	


※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	〒[REDACTED] 堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和8年1月1日 から 令和8年3月31日まで	
就業場所	堺市北区百舌鳥赤畑町5丁716 池尻秀樹事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成、来客、TEL対応	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時00分から 午前・午後 5時00分まで (うち、休憩時間は12時00時から13時00まで)	
休 日	祝日、年末年始、夏季休暇	
給与(賃金)	時給 1,177円	
給与支払	毎月末日締め切り、翌月5日支払	
給与振込先	直接支払い	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和8年1月1日		
雇用者 堺市議会議員 池尻 秀樹		
被雇用者		[REDACTED]

出勤簿 (R8年 / 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日		:	:	:	:	
3日		:	:	:	:	
4日		:	:	:	:	
5日		:	:	:	:	
6日		:	:	:	:	
7日		:	:	:	:	
8日		:	:	:	:	
9日	金	13:00	17:00	4:00	:	
10日		:	:	:	:	
11日		:	:	:	:	
12日		:	:	:	:	
13日		:	:	:	:	
14日	水	9:30	15:30	6:00	:	
15日		:	:	:	:	
16日		:	:	:	:	
17日		:	:	:	:	
18日		:	:	:	:	
19日		:	:	:	:	
20日		:	:	:	:	
21日	水	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
22日		:	:	:	:	
23日	金	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
24日		:	:	:	:	
25日		:	:	:	:	
26日		:	:	:	:	
27日		:	:	:	:	
28日		:	:	:	:	
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				29:00	:	
出勤日数				4	日	



出勤簿 (R8年 2月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日		:	:	:	:	
3日		:	:	:	:	
4日		:	:	:	:	
5日		:	:	:	:	
6日		:	:	:	:	
7日		:	:	:	:	
8日		:	:	:	:	
9日		:	:	:	:	
10日	火	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
11日		:	:	:	:	
12日		:	:	:	:	
13日	金	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
14日		:	:	:	:	
15日		:	:	:	:	
16日		:	:	:	:	
17日		:	:	:	:	
18日		:	:	:	:	
19日		:	:	:	:	
20日	金	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
21日		:	:	:	:	
22日		:	:	:	:	
23日		:	:	:	:	
24日		:	:	:	:	
25日	水	9:00	17:00	7:00	:	休憩1時間
26日		:	:	:	:	
27日		:	:	:	:	
28日		:	:	:	:	
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				28:00	:	
出勤日数				4	日	



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

池尻 秀樹

管理責任者 (議員名)	池 尻 秀 樹		
事務所名	池 尻 秀 樹 事 務 所		
所在地	〒 591-8037 堺市北区百舌鳥赤畑町5丁716 TEL 072 (255) 7777		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社 美馬不動産)		
	他用途との兼用 ■ 有 ⇒ □ 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	60 m ²	賃借料	月額 80,000 円 (政務活動費充当額 64,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間による 月 136 時間のうち 109 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	■電気代・・・ 80% ■水道代・・・ 80% ■ガス代・・・ 80% ■固定電話代・・・ 80% ■その他 (FAX代、事務機器リース代、コピー使用料、倉庫使用料)・・・80%	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円) 【所在地】
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	政党からの FAX 等届くため按分率 80%としています。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

貸借契約書

池尻秀樹殿

株式会社 美馬不動産

建物賃貸借契約書

物件の表示

所在地 堺市北区百舌鳥赤畑町5丁716番地1

構造 軽量鉄骨造スレート葺平家建 倉庫及び事務所 1棟1戸

建物賃貸料 1ヶ月金 金8万円也

契約時の1ヶ月未満の日数に対するものは日割計算とし、

解約時の1ヶ月未満の残余日数に対するものは返還しない。

保証金 金 [REDACTED] 也（無利息の約定・本証をもって
預かり証とする。）

貸主 [REDACTED] は上記所在の建物を借主 池尻 秀樹 に前記賃貸料をもって賃貸したるにつき、下記条項を双方承諾のうえ、本契約を締結する。

言記

第1条 貸主は下記条項により倉庫・事務所として借主に賃貸し、それを使用させることを約し、借主はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。

第2条 賃貸借の期間は、平成29年11月1日から向う3カ年とする。但し、期間満了の時、双方より異議のない場合は契約はこのまま更新するものとする。尚、賃料については3年毎の更新時に双方協議のうえ決定する。

第3条 借主は賃借料翌月分を毎月末日までに貸主の定める銀行口座に振込み支払うこと。万一借主が借賃の支払いを3ヶ月以上怠ったときは貸主は直ちに賃貸物の明渡しを請求することが出来る。

尚、振込手数料は借主の負担とする。

第4条 LPガス、水道、電気、電話その他消耗費は賃料とは別に乙が支払うものとする。但し、賃貸物に関する租税公課等は貸主の負担とする。租税公課、物価の変動等により賃料の増減の必要を生じた時は双方協議のうえ定めるものとする。

第5条 下記の場合には、貸主は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して借主に対して明渡しを求めることが出来る。借主が本件建物を明渡すときは賃貸借成立当時の原状に服すべきものとする。

1. 法律又は命令、或は公共事業施行の為本物件の取払い又は使用禁止等の事由が発生した時。
2. 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸その他の名目の如何を問わず第三者をして使用させた場合、借主が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
3. 本件建物が焼失又は大破した場合。貸主に連絡もなく建物を3ヶ月以上使用しない時。
4. 本契約締結後、借主が建物を犯罪行為に使用し、又は暴力団関係者と判明した場合及び政治結社等に使用させた場合。

第6条 借主は故意及び過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償をしなければならない。借主が賠償金額を支払わず、又借賃の支払いを怠った時は貸主は保証金をもってこの弁済に充当することが出来る。

第7条 賃貸借物件が天災地変、火災等によって損壊した場合は貸主負担であるが、借主の責めに帰すべき事由による火災焼失等については保証金及び既納の賃料は借主に返還しない。

第8条 双方の都合により本契約を解除する時は借主に於ては3ヶ月前貸主に於ては6ヶ月前に互いに通告し、期間満了と同時に借主は、完全に貸主に物件を明渡し、立退料又はこれに類する物質的請求は絶対にしない事。借主は、自己の費用においてなしたる造作設備等の買取請求も絶対にしない事。

第9条 本件建物内にて動物の飼育及び所用の設備のある個所以外での炊事、宿泊は絶対にしない事。尚、また本物件を居住の用に供せざる事。

第10条 借主は近隣の迷惑となる行為、排煙、排水、騒音、産業廃棄物等に充分配慮すべき事。

第11条 借主は明渡の場合、LPガス、電気、水道、電話等各料金は明渡当日までに使用した使用料は確実に支払いし、その証明書或は領収書を貸主に提出する事。

第12条 貸主は明渡終了の時、特約条項〔1〕に基き返還保証金を借主に還付する。第6条の規定により弁済に充当した剰余があるときも同様に取り扱う。保証金の返還は、必ず借主に直接返還することと定める。

第13条 本件契約に関し紛争を生じたる場合は双方共民法の法規に準ずるもなるべく道義的に解決する事。

第14条 連帯保証人は、この契約の履行に誠意を以て対処し、若し万一借主が債務不履行の場合は借主に代わって本契約の借主の義務履行を行うこととする。

< 特 約 条 項 >

1. 解約明渡に際しては前記の契約保証金より [] を差し引いた残額金 [] を借主に返還するものとし、保証金返還の時期は、明渡完了後30日以内とする。

借主は保証金返還請求権を他に譲渡し又は質入れをしてはならない。

契約保証金の [] については更新前の平成26年11月1日付賃貸借契約の保証金を援用するものとし、今回の契約において新たに保証金の授受は行わない。

2. 借主は本物件を倉庫・事務所として使用し、借主側にて使用上必要な造作、施設等は事前に図面等で貸主に計画を説明の上、その承諾を得て自費をもって設営し、将来解約の時は契約時の原状に復元し、明渡し退去するものと定める。原状回復の態様については貸主借主協議して決定する。貸主が承諾したものは借主は残置することができる。

尚、看板取付位置についても事前に届け、貸主の同意を得る事。

3. 第3条に定めたる賃料の振込み先の預金口座


堺市農業協同組合 もず支所 普通預金口座
口座No. [] 名義宛

前記各条項承諾のうえ確実に履行することを誓約し、各自署名捺印して建物賃貸借契約証書とする。


後日の為、本証書を2通作成し、各々1通宛所有するものとする。

平成29年11月1日

[] 貸主
住所 堺市 []
氏名 []

[] 借主
住所 堺市 []
氏名 池尻 秀樹 

連帯保証人
住所 堺市 []
氏名 []

仲介者 本店 堺市北区百舌鳥梅町1丁27番地
株式会社 美馬不動産 
商号 代表取締役 美馬 一郎

以 上

解 約 通 知 書

賃借人 は、賃貸借契約を解約し、平成 年
月 日をもって退去し、明け渡しすることを通知し、
確実に履行することを確約致します。

万一、明け渡しに遅延することがあれば理由の如何を問わ
ず、これによって発生した損害は全て賠償致します。

平成 年 月 日

賃貸人 殿

賃借人 住所

氏名

㊟

解約返還金振込口座

銀行名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義

物置貸借契約書

堺市北区百舌鳥赤畑町5丁715番 株式会社 高丸食品 (以下「甲」) と堺市
北区百舌鳥本町2丁171-2 池尻 秀樹 (以下「乙」) は、物置の賃貸借について、
次の通り契約する。

第1条 (賃貸物件)

甲は、乙に対し、甲が所有する次の物置2台 (以下「賃貸物件」) を賃
貸し、乙はこれを借受ける。

記

- 1 設置場所 堺市北区百舌鳥赤畑町5丁716番の1の内
- 2 物置1 : エルモシャッター床タイプ (LOD-2211HF)
- 物置2 : エルモシャッター床タイプ (LOD-1811HF)

第2条 (期間)

本件賃貸借契約の期間は次の様に更新され、
2020年1月1日から2022年12月31日までとする。
前項の期間は、甲及び乙の合意によって更新できる。

第3条 (使用目的)

乙は、賃貸物件を、〔事務所備品・書類等の保管〕の目的だけに使用し、
他の目的に使用しない。

第4条 (賃料)

乙は、甲に対し、月額金1万円の賃料を、毎月20日までに、甲の事
務所に持参し、又は甲の指定する方法で送金し支払う。

第5条 (使用場所)

乙は、賃貸物件を、現状の場所において使用し、他の場所へ移動して
は成らない。

第6条 (転貸)

乙は、賃貸物件を転貸し、又は本賃貸借契約に基づく賃借権を譲渡し
てはならない。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各自1通を保管するもの
とする。

2020年12月10日

貸主 (甲) 住所

堺市北区百舌鳥赤畑町5丁715番

株式会社 高丸食品

代表取締役 高落 実



借主 (乙) 住所

堺市

池尻 秀樹



様式第13号 (第6条関係)

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名

自由民主党堺市議会議員団・ 池尻 秀樹

購入年月日	品 名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2026. 3. 02	ノートパソコン (FMVU550K3W)	ノート パソコン	180, 189 円	144, 151 円 (按分率 80 %)	5 年	2031. 3. 02	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

自由民主党堺市議会議員団
行政視察報告書

令和8年1月19日（月）沖縄県宮古島市

令和8年1月20日（火）沖縄県石垣市

池尻 秀樹

沖縄県宮古島市

○視察内容

「宮古島市における地下シェルターの整備状況について」

「宮古島市総合体育館（現地視察）」

担当職員



宮古島市役所 建設部 建築課

課長



〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 1140
E-mail: [Redacted]
TEL:(0980)79 - 9671 FAX:(0980)73-1081



宮古島市議会事務局

議事係長



〒906-8501
沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地
TEL 0980-72-9782
FAX 0980-73-0944
E-mail: [Redacted]



沖縄県宮古島市議会事務局

次長補佐



〒906-8501
沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地
TEL : 0980-72-3762
FAX : 0980-73-0914
e-mail : [Redacted]



1. 視察の目的

本視察は、南西地域における武力攻撃事態を想定した住民保護体制の整備状況を把握し、「特定臨時避難施設（地下シェルター）」の計画・構造・運用の実態を確認するとともに、本市の国民保護計画及び危機管理政策の高度化に資することを目的として実施した。

2. 事業の位置づけと整備経緯

本施設は総合体育館整備事業と一体で整備される複合型施設である。

- ・ 令和2年度：基本構想
- ・ 令和3年度：基本計画
- ・ 令和4年度：設計着手
- ・ 令和6～7年度：旧総合体育館解体
- ・ 令和8～10年度：新総合体育館整備

単独シェルターではなく、「平時は体育施設、有事は避難施設」として活用する設計である。

3. 施設概要（資料3頁）

- ・ 地上2階・地下1階（RC造一部S造）
- ・ 延床面積：約16,500㎡
- ・ 総事業費：約40億円
- ・ 特定財源比率：約90%

地下部分は「特定臨時避難施設」として整備される計画である。

4. 地下避難施設の技術基準

「特定臨時避難施設の技術ガイドライン（概要）」に基づき整備。

(1) 想定事態

以下4種類の攻撃を想定：

- ・ 着上陸侵攻
- ・ ゲリラ攻撃
- ・ 弾道ミサイル攻撃
- ・ 航空攻撃

これらに伴う爆風圧、破片衝撃、熱作用等を考慮した設計となっている。

5. 構造計画

(1) 構造体

- 外壁：厚さ 30cm 以上の鉄筋コンクリート
- 内壁：20cm 以上
- 爆風対策を考慮した構造設計

(2) 出入口

- 2方向避難確保
- 爆風の直接作用を回避する配置

6. 設備計画

- 非常用発電設備
- 換気設備（フィルター対応）
- 給水・排水設備
- 備蓄倉庫（飲料水・食料）
- トイレ（収容人数対応）
- 通信設備

一定期間の滞在を前提とした機能整備である。

7. 令和6年6月追加要点

追加内容として、

- 出入口の自動車対策強化
- 平時駐車場利用時との転換設計
- 空調排気対策
- 入場動線混雑防止計画

が示されている。平時利用（駐車場等）から有事転用への現実的設計が強化された。

8. 政策的評価

① 平時活用との統合設計

体育館＋地下避難施設という複合化により、投資の正当性と稼働率を確保。

② 国主導の制度設計

特定財源約 90% という高い国費割合は、地方単独では困難な整備を可能にしている。

③ 技術基準の明確化

ガイドラインに基づく標準化により、性能担保と全国展開可能性を確保。

●所感

1. 危機想定「現実化」に対する率直な受け止め

宮古島市の整備は、抽象的な安全保障論ではなく、具体的な攻撃類型（弾道ミサイル、ゲリラ、航空攻撃等）を前提に設計を進めている。これは単なる危機意識の高まりではなく、国家レベルの国民保護政策が地方の都市計画へ直接組み込まれている事例である。

堺市としても、「起きるか否か」ではなく「起きた場合の行政責任をどう果たすか」という視点で議論を深める必要がある。

2. 平時活用との統合設計という合理性

宮古島市は体育館・駐車場との複合設計により、平時活用を前提とした投資設計を行っている。これは財政規模の大きい堺市においても極めて重要な示唆である。

単独シェルター整備ではなく、

- 地下駐車場
- 大規模公共施設
- 再整備予定地

と組み合わせた多用途設計こそ、都市部型モデルといえる。

3. 財源構造の重要性

約90%が特定財源という点は、地方単独整備の難しさを明確にしている。

堺市市議会としては、

- 国民保護法制の動向
- 防衛関連補助制度
- 他政令市の動き

を注視し、単独判断ではなく制度設計と連動した議論を行う必要がある。

4. 堺市における現実的検討論点

堺市は人口約 82 万人の政令指定都市であり、南西諸島とは地政学的条件が異なる。

しかしながら、

- 弾道ミサイル事案
- 大規模テロ
- 複合型災害（南海トラフ地震＋社会混乱）

といったシナリオは排除できない。

よって検討論点は次の通りである

- ① 既存地下施設の遮蔽性能調査
- ② 指定避難施設との機能差整理
- ③ 国民保護計画の実効性検証
- ④ 市民説明戦略の構築

5. 議会としての姿勢

市議会としては、

- 不安を煽る議論ではなく
- 想定を可視化し
- 必要な備えを冷静に積み上げる

ことが責務である。

本視察は、「危機管理を先送りしない自治体」の姿を示していた。

6. 総括的所感

宮古島市は、

国家安全保障と地方自治の接点に立つ最前線の事例である。

堺市は地理的状況が異なるものの、

政令指定都市としての都市防災モデルをどう構築するかという課題に直面している。

今回の視察は、

- 制度活用力
- 技術基準の具体性
- 平時統合型設計
- 合意形成の重要性

を学ぶ機会となった。

出張報告書にかかる領収書等の整理番号

12-14・1-9・1-10・1-11・1-12・1-13・1-14




沖縄県石垣市

○視察内容

「石垣市国民保護計画(避難計画)及び避難シェルターについて」


「シェルター整備予定地（現地視察）」

担当職員

 **石垣市役所**
総務部 防災危機管理課

課長



〒907-8501 沖縄県石垣市真栄里672番地
TEL:0980-87-5533
FAX:0980-83-1427
E-mail: 
bousai@city.ishigaki.lg.jp

石垣市 建設部
都市建設課 建設係

係長



〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地
TEL:0980-83-4207 FAX:0980-83-9197

Mail:  (個人)
token-s@city.ishigaki.lg.jp (代表)

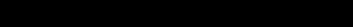
 石垣市役所
ISHIGAKI CITY HALL

議会事務局

議事調査係

係長



〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地
TEL:(0980)82-4054 Fax:(0980)82-1570
E-mail: 

1. 視察の目的

本視察は、武力攻撃事態を想定した住民避難の実効性を確認するため、石垣市が策定する「避難実施要領（案）」および島内・島外輸送計画の具体的運用設計を把握し、都市型自治体における危機管理政策の在り方を検討することを目的として実施した。

2. 避難実施要領の基本方針

- 国の指示に基づき避難開始
- 市が確保した航空機・船舶により九州方面へ退避
- 要配慮者優先避難

という明確な原則が整理されている。

石垣市の最大の特徴は、

「長期滞在型防護」ではなく「広域移送型退避」モデルである点である。

3. 避難対象者・規模

- 石垣市人口：約 49,821 人
- 要配慮者：約 5,093 人
- 1日当たり輸送能力：約 10,485 名

という数値設計が示されている。

避難単位は原則「小学校区単位」であり、地域コミュニティ単位での集結を基本としている。

4. 輸送計画の全体像

「島外輸送計画の全体イメージ」が示されている。

輸送能力（1日あたり）

- 航空輸送：約 10,950 名
- 船舶輸送：約 420 名

複数日の継続輸送を前提として全住民退避を計画。

5. JHTC（住民避難登録センター）の設置

中央運動公園屋内練習場に設置されるJHTC（住民避難登録センター）の運用方法が詳細に示されている。

機能：

- 住民確認・QR登録
- チェックイン手続き
- 体調確認
- 誘導導線の分離

実際の体育館内レイアウト図には、登録列、待機列、医療確認動線まで具体的に設計されている。

これは「理念」ではなく「実装レベル」の計画である。

6. 要配慮者避難計画

- 要配慮者数：5,093人
- 一般客船：4,750人
- 船舶：621人
- ヘリ：61人

医療連携

- 県立八重山病院と連携
- 事前トリアージ
- 救急搬送優先

在宅 → 医療機関 → JHTC → 港・空港という詳細フローが整理されている。

7. 港湾動線計画

- 候補岸壁抽出
- 車両導線
- 救急搬送導線
- 国際埠頭との区分

まで具体化されている。

- 救急車搬送ルート
- 避難者乗船導線
- 自衛隊との連携

が図示されている。

8. 政策的評価

① 計画の具体度

避難ルート、登録方法、輸送能力、医療連携まで具体化されている点は極めて高い実効性を持つ。

② データ設計

人口規模・要配慮者数・輸送能力が明確に数値化されている。

③ 運用主体の明確化

市・県・医療機関・自衛隊等の役割分担が整理されている。

9. 都市部自治体への示唆

石垣市モデルは、

- ・ 物理的防護ではなく
- ・ 組織的移送能力の最大化

に重点を置いている。

これは、人口密集型都市での一時的退避設計にも応用可能である。

●所感

1. 「逃がし切る」設計思想への強い印象

石垣市の計画は、防護施設整備ではなく、住民を“どう動かし、どう島外へ退避させ切るか”という一点に焦点を当てた極めて実務的な設計であった。約49,821人の人口、要配慮者5,093人という具体的数値に基づき、1日あたり約10,485人の輸送能力を積み上げている。これは理念ではなく、実行能力から逆算した計画である。

2. JHTCという運用中枢の具体性

中央運動公園屋内練習場に設置される

JHTC（住民避難登録センター）のレイアウト図は、

- ・ QR登録
- ・ 待機動線の分離
- ・ 医療確認ゾーン
- ・ 移送区画の区分

まで具体化されている。

避難は「場所」より「動線と情報管理」で決まるという現実である。

3. 要配慮者対策の徹底

- ・ 県立八重山病院との事前連携
- ・ トリアージ
- ・ 搬送ルートの固定化
- ・ ヘリ輸送計画

まで明示されている。

特に印象的なのは、医療を避難計画の中心に据えている点である。

堺市は高度医療機関が集積する都市であるが、逆に言えば広域搬送時の医療負荷は極めて大きい。

石垣市のように、「避難＝医療統合設計」という視点は重要な示唆である。

4. 堺市との構造的差異

石垣市は約5万人規模、島嶼自治体である。堺市は約82万人を擁する政令指定都市である。同じモデルの単純適用は不可能である。

しかしながら、

- ・ 地区単位での集結
- ・ 登録拠点の事前設計
- ・ 優先順位付け
- ・ 輸送キャパの数値化

という方法論は都市型避難にも転用可能である。

5. 議会としての責務

視察を通じて明確に感じたのは、

危機は「計画が抽象的な自治体」において現実化するという事実である。

堺市議会としては、

- ① 本市国民保護計画の実効性点検
- ② 大規模避難時の登録拠点候補整理
- ③ 医療・警察・消防との情報共有訓練強化
- ④ 住民への理解醸成

を段階的に進める責任がある。

6. 総括所感

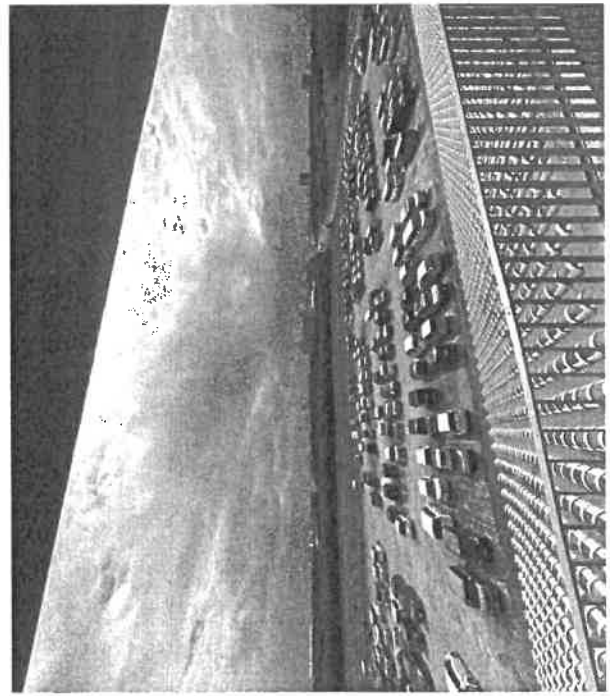
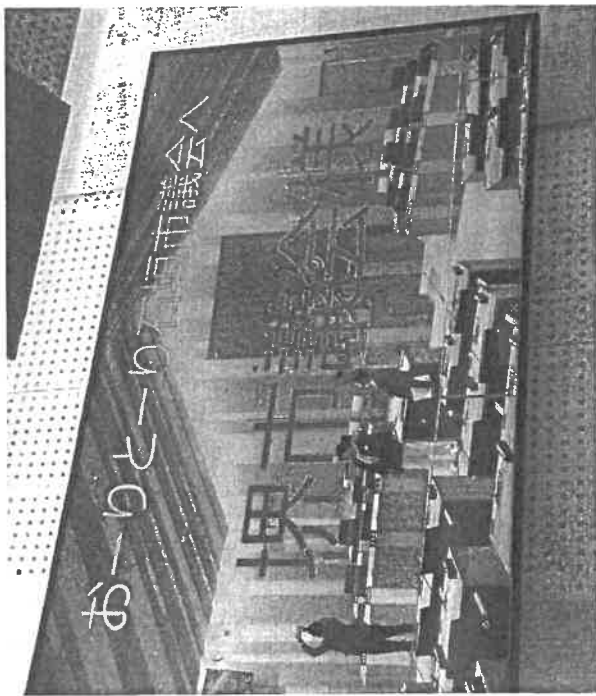
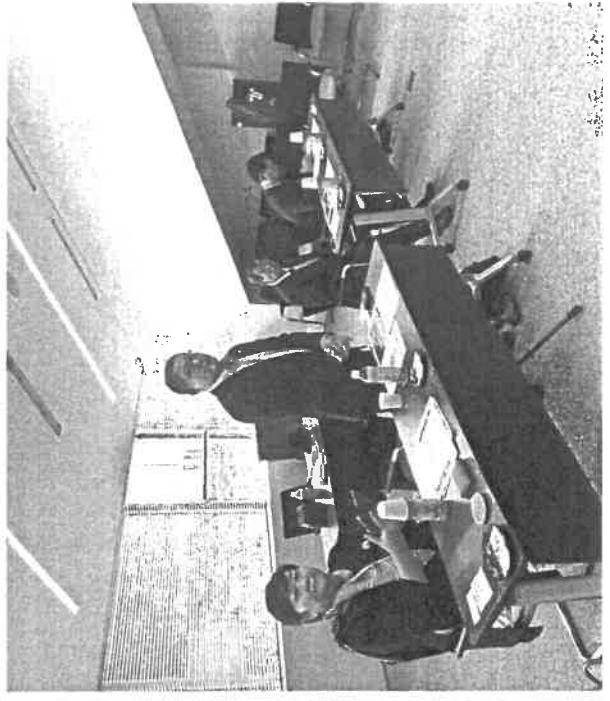
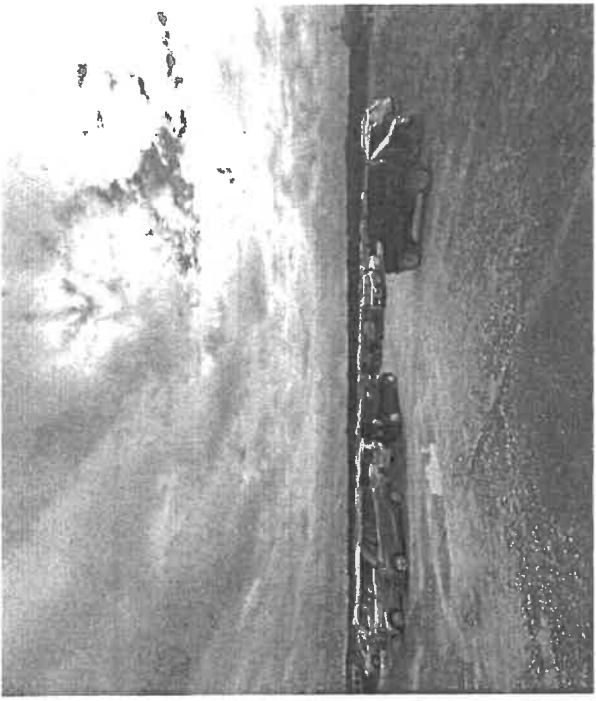
石垣市の計画は、住民保護を「工程管理」として設計している点に最大の学びがあった。

避難は精神論ではなく、

- ・ 時間軸管理
- ・ 人数管理
- ・ 導線管理
- ・ 医療管理

の総合マネジメントである。

堺市議会としては、都市型危機管理モデルを再構築する契機とすべきである。



自由民主党堺市議会議員団

研修視察報告書

池尻秀樹

1. 視察概要

実施日: 令和8年(2026年)2月4日(水)～5日(木)

視察先:

=1 日目= 特定非営利活動法人 日本核シェルター協会

=2 日目= 参議院会館における研修会

講師:

- ・内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付 企画官 坂田昌平 氏
- ・一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会 常務理事 金谷年展 氏
- ・特定非営利活動法人 日本核シェルター協会 理事長 池田氏

・民間薬品会社による災害被災地への「SOKUYAKU サービス」の紹介

2. 視察の目的

本視察は、近年の国際情勢の緊張や大規模災害の頻発を背景に、国民保護の観点から重要性が高まっている「核シェルター及び避難施設の整備・運用」について理解を深めるとともに、今後の堺市における危機管理政策及び防災・減災施策への活用を目的として実施したものである。



3. 視察内容

=1日目=

(1)日本核シェルター協会の取組

特定非営利活動法人 日本核シェルター協会は、世界基準の核シェルターを日本国内に普及させることを目的として活動している団体である。つくば市に核シェルターのモデルルームを有しており、公開している。

主な活動内容

1. 核シェルター建設指針の発刊
2. 定期勉強会の開催
3. モデルルームの公開
4. ソリューションルームの公開
5. 関連ソリューションの開発協力
6. 設計コンサルティング
7. Andair 社製品の販売
8. 政府・自治体への協力
9. 地下シェルターワーキンググループの運営
10. 核シェルターに関する情報発信および正しい知識の普及



同協会は、日本国内において一定水準を満たす核シェルターの普及を最大の目的とし、設計士や建設事業者への基準啓発、並びに国民への知識普及に取り組んでいる。

(2)核シェルターの構造および機能

視察では、核シェルターの具体的な構造と機能について詳細な説明を受けた。

核シェルターのモデルルームの見学

①入口および進入路

- ・入口扉の先に壁を設け、爆風を緩和する構造
- ・その後、階段により地下へ進み、約 5.5m の深さに防爆扉を設置

②防爆扉

- ・進入路と気密室の間に設置
- ・爆風の影響を低減
- ・厚さ約 20cm、重量約 1t の鉄筋コンクリート製



③気密室兼除染室

- ・進入後最初に入る部屋
- ・圧力差対策として設置
- ・除染機能を有し、衣服を脱ぎシャワーで除染後に個室へ入室

④シェルター個室

- ・面積約 25.5 m²
- ・床面積基準で 16 人、換気基準で約 7 人収容可能
- ・換気装置や蓄電池を備え、約 2 週間の生活が可能

⑤換気装置

- ・外気を取り入れる重要設備
- ・スイス政府仕様に基づく規格
- ・複数メーカーによる互換性確保
- ・厳格な審査を通過した製品のみ採用



⑥日本製防爆扉の特徴

- ・高気密・高水密・放射線遮蔽・耐爆性能を兼備
- ・安全性にも配慮(指詰め防止等)

⑦非常用脱出口

- ・地上構造物崩壊時の脱出経路
- ・吸気機能を持ち、火災の影響を受けない位置に設置が必要

(3) 設計および日本における課題

設計にあたっては、敷地条件や施工コスト、駐車場確保などを踏まえつつ、安全性とアクセス性の両立が重視されている。

内部設計はスイスの基準を参考に、爆風を段階的に減衰させる動線や、気密・除染機能を持つ前室の設置など、合理的かつ高い安全性を確保する構造となっている。

一方で、日本特有の課題として、地盤条件や地下水位、建築規制が挙げられ、これに対応するため、壁厚の強化、杭基礎の採用、防水対策などが必要とされる。

なお、換気設備や防爆扉などの主要設備費は全体コストの約1割程度であり、一定条件下では現実的な導入が可能であるとの説明があった。

また、スイスではシェルターが日常生活空間に組み込まれており、日本においても制度整備と国民意識の醸成が今後の課題であるとされた。

現地でのまとめ

現地の核シェルターのモデルルームを実際に見学し、有事や災害の際のシェルターの必要性を痛感した。日本ではまだ建築基準法にシェルター概念や規定もないので実際には法整備が必要である。当協会のシェルターはすべてがスイス製であり、我が国はスイスに比べると、シェルターに関する考え方、整備が75年の遅れをとっていることを認識した。市民の生命を守るためには、シェルターの設置は必要である。スイスのシェルター設置率は107%。すべての国民や観光客も避難できる。わが国も本市もそれに倣うべきであると考えた。

＝2日目＝

参議院会館の研修室において、本来なら国会のシェルター議連の皆様とも合同研修や意見交換を行う予定であったが、急な衆議院議員選挙のために当日はどなたも出席がかなわなかった。

(4)レジリエンスジャパン推進協議会の取組

一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会は、「国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)」の推進を目的に、官民連携による政策提言を行う団体である。

現在、同協議会では以下のワーキンググループが進行している。

- ・有事に備えた地下施設活用の在り方
- ・自然災害に備える住宅分野

検討においては、防衛と災害という異なるリスクに対応するシェルターの定義・性能・機能の整理が重視されており、基準の明確化が制度整備および公的投資の前提であるとされている。

同協議会はこれまで多くの政策提言を行い、制度化や予算措置に結びつけてきた実績を有しており、今後もシェルター分野における法整備や民間投資促進に向けた提言を政府に行う予定である。

(5) 医療アクセス確保に関する取組

ジェイフロンティア株式会社は、オンライン診療・服薬指導・医薬品配送を一体化した「SOKUYAKU」サービスを運営している。

全国約 4,300 の医療機関、約 2 万店舗の薬局・ドラッグストアと連携し、宅配・店頭・コンビニ受取など柔軟な受取方法を提供している点が特徴である。また、在庫不足時には近隣薬局への切替機能を有し、医薬品受取率の向上に寄与している。

災害時においても配送可能な体制を構築しており、能登半島地震では避難所への医薬品供給を実施した。

今後は、シェルターや地下空間への医薬品配送を見据え、規制緩和や制度整備への貢献も視野に入れている。

(6) 国民保護と避難施設の現状

内閣官房国家危機管理室より、国民保護制度および避難施設の現状について説明を受けた。

国民保護とは、武力攻撃やテロ等の非常時において、国民の避難および救援を行うための制度であり、国民保護法に基づき国・自治体・関係機関が連携して対応するものである。

避難施設(シェルター)は都道府県知事等により指定され、コンクリート造建築物や地下施設を活用した「緊急一時避難施設」の整備が進められている。

現在、全国で約 6 万件が指定され、そのうち地下施設は約 4 千件にのぼる。さらに、沖縄県先島地域においては、広域避難が困難な場合を想定し、最大 2 週間の滞在が可能な「特定臨時避難施設」の整備が進められている。

今後は、全国的な整備方針の策定とともに、避難施設の確保および平時からの避難意識の向上が重要であるとされた。

4. 所感および今後の課題

本視察を通じ、核シェルターおよび避難施設の整備は、防衛のみならず災害対策の観点からも極めて重要な政策課題であることを再認識した。

特に、日本においては制度面および基準の未整備が普及の大きな障壁となっており、国レベルでの法整備と指針策定が不可欠である。また、民間活力の導入や技術開発の促進も重要である。

堺市においても、既存の地下施設の活用可能性の検討や、民間施設との連携、医療供給体制の確保など、現実的かつ段階的な取組が求められる。

加えて、市民一人ひとりの危機意識の向上と、日常生活の中に防災・減災の視点を取り入れる施策の推進が重要である。

今後、本視察で得た知見を踏まえ、わが会派から政府に対して有事と災害に備えたシェルターの設置のための法整備を求める意見書を提出し賛成多数で可決された。また、2 月議会および予算審査特別委員会において、質疑を行い、本市における緊急一時避難所の指定増設やシェルター設置に向けての現実的な避難場所の選定を急ぐよう強く要望した。